

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第17号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「11,936人」を「12,005人」に改め、同条第3号中「2,131人」を「2,115人」に改め、同条第4号中「4,511人」を「4,506人」に改め、同条第5号中「2,488人」を「2,477人」に改め、同条第6号中「13,368人」を「13,419人」に、「11,375人」を「11,446人」に改め、同条第7号中「29人」を「28人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。